

## 第1条（目的）

1. この規定は、株式会社ブロードW（以下、弊社、当社とします。）運営のポータルサイト「ブロードウェディング」の広告掲載及びその契約に関連する基本的事項について定めたものです。

## 第2条（サービス利用の承諾）

以下に上げる各項目に該当するサイトに関しては、広告掲載サービスへの申込みを承諾しません。

- ・アダルト商品・アダルト関連商品および18歳未満の方には好ましくないと判断される商品を販売しているサイト
- ・法律に違反しているサイト、および法律に触れると思われる商品を販売しているサイト
- ・販売に際し免許が必要と思われる商品を無免許で販売しているサイト
- ・アプリエイト・プログラム（成功報酬型広告）等の他販売サイトへの誘導をメインとしたサイト
- ・その他、公序良俗に反するサイトと弊社が判断した場合

## 第3条（契約の成立）

1. 申込みは、弊社指定の「広告掲載申込書」に必要事項を記載して提出したときに、本規約に同意の上で当社に広告掲載を申し込んだものとします。
2. 申込みは、広告掲載の開始を希望される日の少なくとも14営業日前までに行ってください。但し、この限りではありません。
3. 申込書に定める事項と当規約内に定める事項とが異なる記載がある場合にも、当規約が優先して適用されるものとします。
4. 申込者からの申込に対して、株式会社ブロードWが遅滞なく承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約が成立します。申込みを承諾するか否かについて弊社が決定権を有するものといたします。
5. 第4項によって契約が成立し、株式会社ブロードWから申込者に対して承諾の意思表示をしたにもかかわらず、その後申込者から当社に対して返答もなかった場合、当社は契約を解除することができます。また、それによってキャンセル料を請求する場合があります。その決定権は当社が有するものといたします。

## 第4条（契約の更新）

1. 契約の更新については、掲載終了日の14～10営業日以内に精算会社側から申込者に対して、更新の意志の有無の確認をメール、FAXまたは書面にてご連絡します。
2. 第1項による確認に対して、申込者が継続の意志がある場合においては、その旨を広告掲載終了日の10日以前までに返答して頂くものとします。  
返答が無い場合は継続の意志が無いものとし、掲載契約の更新はしないものとします。但し、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

## 第5条（掲載枠の予約の確認）

1. 掲載枠の予約が完了した場合、掲載についての詳細を、当社から申込者に対して連絡するものとします。

## 第6条（広告内容の変更）

1. 株式会社ブロードWは広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた広告の内容、形式又はデザイン等が精算会社の定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合には、当該お申し込みに係る広告の内容、

形式又はデザイン等の変更を求めることができるものとします。

2. 申込者が当社からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、広告掲載開始前までに申込者からの変更承諾が得られない場合又は広告掲載開始前までに当社が変更の申し入れを行うことができない場合には、当社は申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任を負うことなく当該広告掲載契約を解除することができるものとします。

#### 第7条（申込者の責務）

1. 申込者は、お申し込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことを株式会社ブロードWに対して保証するものとします。
2. 第三者から当社に対して、申込者から申し込まれた広告掲載によって損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決するものとします。但し、当該損害が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

#### 第8条（免責）

1. 株式会社ブロードWがシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など当社の責に帰すべからざる事由に起因して広告掲載契約に基づく債務の全部又は一部を履行できなかった場合、当社は免責されるものとします。

#### 第9条（広告料金）

1. バナー広告の掲載は3ヶ月単位とし、1枠あたりの月額掲載費用は¥5,000円（税別）とします。
2. お申込できる広告の掲載期間は3ヶ月以上とします。
3. 如何なる事情がある場合でも広告料金の払い戻しはしないものとします。また掲載期間中に契約を解除した場合も同じとします。
4. 申込者から広告料金に対する払い戻し請求があった場合に、株式会社ブロードW側で第2条に抵触すると判断した場合はこの請求に応じる必要がないものとします。但し、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
5. 広告料金支払後（もしくは振込み後）に第3条5項による契約の解除があった場合にも、第4項、第5項は適用するものとします。

#### 第10条（支払方法）

1. 株式会社ブロードWは申込者に対し、広告掲載契約成立後、速やかに広告料金の請求書を発行（もしくは請求）するものとし、申込者は当社から請求された金額全額を、掲載開始の7営業日前までに、当該広告料金を支払うものとします。
2. 第1項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、当社は変更した支払条件を承諾の通知と併せて申込者に通知するものとします。
3. 本条に定める広告料金のお支払は、掲載月の前月20日までに当社が定める銀行口座に振込送金してください。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

#### 第11条（支払遅延の効果）

1. 申込者が、第10条に定める支払を遅滞した場合、当社は当該広告掲載契約及び遅滞のあった時点で成立している広告掲載契約に基づく広告掲載を、申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて当社に対し損害賠償請求を行うことはでき

ないものとしします。

2. 申込者は第 10 条に定める支払を行わない場合、その日数に応じて相応の遅延損害金を支払うものとしします。

#### 第 12 条（契約の解除）

1. 申込者が次の各号の一に該当した場合、株式会社ブロードWは申込者への催告その他何等の手続きを要する事なく本契約を解除する事が出来るものとしします。

- (1) 第 10 条に違反し、広告料金の支払いを怠り、当社の催告通知にも関わらず速やかにこれを履行しないとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、整理、和議、会社更正破産等の手続きが申込者に対して開始されたとき、その他申込者の財政状態が悪化したと当社が判断したとき
  - (3) 申込者又は申込者の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反したことが報道された場合などで申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが当社又は申込者の利益、信用を阻害する可能性があるとして当社が判断したとき
  - (4) 申込者が当社又は市場業界の信用を大きく傷つけたとき、又はその可能性があるとして当社が判断したとき
2. 前項の規定に基づき当社が契約を解除した場合、既に当社が履行した広告掲載に関する申込者の広告料支払債務について、申込者の期限の利益は直ちに喪失するものとしします。
3. 申込者は、契約に定める広告料金全額を支払っていつでも当該広告掲載契約を解除することができるものとしします。

#### 第 13 条（契約条件の変更）

1. 株式会社ブロードWはいつでもこの契約条項を変更することができるものとしします。但し、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとしします。

平成 28 年 2 月 26 日 制定 適用